



No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
21	平成30年度西区学校 体育施設開放事業	その他	本田小学校体育施設 開放事業運営委員 会	80,000円	平成30年4月1日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	地域団体やスポーツ 推進委員等のボラン ティアを中心に組織 された運営委員会に より、地域の生涯ス ポーツに対するコー ースをくみ上げ、適 正な利用調整や管理 運営を行うことが必 要であるため。	—
22	平成30年度西区学校 体育施設開放事業	その他	堀江小学校体育施設 開放事業運営委員 会	80,000円	平成30年4月1日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	地域団体やスポーツ 推進委員等のボラン ティアを中心に組織 された運営委員会に より、地域の生涯ス ポーツに対するコー ースをくみ上げ、適 正な利用調整や管理 運営を行うことが必 要であるため。	—
23	平成30年度西区学校 体育施設開放事業	その他	明治小学校体育施設 開放事業運営委員 会	80,000円	平成30年4月1日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	地域団体やスポーツ 推進委員等のボラン ティアを中心に組織 された運営委員会に より、地域の生涯ス ポーツに対するコー ースをくみ上げ、適 正な利用調整や管理 運営を行うことが必 要であるため。	—
24	平成30年度西区学校 体育施設開放事業	その他	西中学校体育施設 開放事業運営委員 会	80,000円	平成30年4月1日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	地域団体やスポーツ 推進委員等のボラン ティアを中心に組織 された運営委員会に より、地域の生涯ス ポーツに対するコー ースをくみ上げ、適 正な利用調整や管理 運営を行うことが必 要であるため。	—
25	平成30年度西区学校 体育施設開放事業	その他	花乃井中学校体育 施設開放事業運営 委員会	80,000円	平成30年4月1日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	地域団体やスポーツ 推進委員等のボラン ティアを中心に組織 された運営委員会に より、地域の生涯ス ポーツに対するコー ースをくみ上げ、適 正な利用調整や管理 運営を行うことが必 要であるため。	—
26	平成30年度西区学校 体育施設開放事業	その他	堀江中学校体育施設 開放事業運営委員 会	80,000円	平成30年4月1日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	地域団体やスポーツ 推進委員等のボラン ティアを中心に組織 された運営委員会に より、地域の生涯ス ポーツに対するコー ースをくみ上げ、適 正な利用調整や管理 運営を行うことが必 要であるため。	—
27	平成30年度西区学校 体育施設開放事業	その他	西高等学校体育施設 開放事業運営委員 会	40,000円	平成30年4月1日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	地域団体やスポーツ 推進委員等のボラン ティアを中心に組織 された運営委員会に より、地域の生涯ス ポーツに対するコー ースをくみ上げ、適 正な利用調整や管理 運営を行うことが必 要であるため。	—
28	行路死亡人葬祭委託	その他	株式会社公益社	144,709円	平成30年5月14日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	G2	—